

倫理規程（行動規範）

前 文

公益財団法人 KDDI 財団（以下、「財団」という）は、国際的な視野のもと、わが国の内外において、ICT の恩恵を広く社会に還元し、ICT による世界の調和ある健全な発展に寄与するという公益目的の実現のため、事業活動を続けていきます。

その際、公益法人等の関連する法令に則り、継続して透明性の向上やガバナンスの拡充を図ることで、ステークホルダーまた社会一般の信頼・支援を得られるよう努めながら、多様で変化の激しい世の中のニーズに柔軟に対応し、さまざまな社会の課題解決と発展に資するよう、公益活動を行うこととします。

そして、財団は、このような公益活動の担い手であるとの認識のもと、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動指針として、以下の倫理規程（行動指針）を制定し、その遵守と実践を行うものとします。

財団のすべての理事、監事、および職員（以下、「役職員」という）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めるものとします。

第 1 章 事業運営指針

（組織の使命および社会的責任）

第 1 条 財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（国際社会の発展への貢献）

第 2 条 財団は、事業運営に当たり、国際社会の一員として、国の内外を問わず、世界の経済と社会の発展に積極的に貢献するよう常に心がけなければならない。

（社会的信用の維持）

第 3 条 財団は、常に公正かつ誠実に事業の運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令等の遵守）

第 4 条 財団は、関連法令および財団の定款、倫理規程（行動指針）、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 2 章 行 動 指 針

(人権、個性の尊重)

第 5 条 財団は、個人の人権とプライバシーを尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、出身、思想、信条、宗教、疾病、障がいの有無、性的指向、性自認などによる理由で、あらゆる事業活動ならびに役職員の採用および処遇において、不当な差別やハラスメントその他の個人の尊厳を傷つける行為を行ってはならない。

2 財団は、人権を尊重した調達に努めなければならない。

(情報の保護・管理)

第 6 条 財団は、業務上知り得た個人の情報および法人の機密情報を外部にみだりに開示、漏洩し、また本来の目的外に利用することを現に慎み、これらを適正に取り扱わなければならない。

(私的利益の禁止)

第 7 条 財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己および第三者の利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止および開示)

第 8 条 財団の役職員は、その職務の執行に際し、財団と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

(適切な経理処理、情報開示および説明責任)

第 9 条 財団は、公益法人に関する財務・会計上の規則を遵守し正確に帳票類を作成するとともに、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(適正な事業活動の推進)

第 10 条 財団は、政治家に対する違法な政治献金、公務員その他の公職関係者（みなし公務員、外国公務員を含む）に対する贈賄またはこれらに類する不当な利益の申し出、約束、供与を行わず、政治、行政との健全かつ正常な関係を保たなければならない。

2 財団は、公益の実現に資する受益者に対し、その選定において公正性、公平性かつ透明性を担保したプロセスを経て、また腐敗行為に関与しない方法で、助成、協賛を含む事業活動を実施しなければならない。

(反社会的勢力への毅然とした対応)

第 11 条 財団は、反社会的勢力より不正利益供与などの要求があった場合、断固とした態度で臨み、相手の要求に応じてはならない。

(環境保全)

第12条 財団は、環境に調和した豊かな社会を維持するため、自らの活動により環境負荷の軽減に努めるとともに、事業活動を通じて社会の省エネルギー、省資源、リサイクルに積極的に取り組み、社会における環境保全に貢献しなければならない。

(研 鑽)

第13条 財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第14条 財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保しなければならない。

第 3 章 組 織 運 営 指 針

(機関の権限と運営)

第15条 財団は、評議員会および理事会それぞれの機関において、法令上の権限や意義について明確に意識し、それぞれの機関において内容のある議論にもとづいてその運営を行う。

(理事会の運営)

第16条 財団の理事会は、選定された代表理事、業務執行理事のリーダーシップのもと、財団の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

(業務執行)

第17条 財団は、業務執行に当たり、理事会の決定、および監督に基づいて代表理事、業務執行理事がこれを行うとともに、その権限を明確化した他の理事や職員と連帯して行う。

第 4 章 雑 則

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024年9月10日から施行する。